

平成 29 年 第 1 回臨時会

南種子町議会臨時会 会議録

平成 29 年 5 月 1 日 開会

平成 29 年 5 月 1 日 閉会

南 種 子 町 議 会

平成29年第1回南種子町議会臨時会目次

第1号（5月1日）（月曜日）

1. 開 会	3
1. 開 議	3
1. 日程第1 会議録署名議員の指名	3
1. 日程第2 会期の決定	3
1. 日程第3 提案理由の説明	3
町長説明	3
1. 日程第4 承認第1号 専決処分した事件の承認について [南種子町税条例の一部を改正する条例制定 について]	4
税務課長説明	4
質疑	8
討論	8
採決	8
1. 日程第5 承認第2号 専決処分した事件の承認について [平成28年度南種子町一般会計補正予算 (第7号)]	8
総務課長説明	9
質疑	12
5番 広浜喜一郎君	12
討論	13
採決	13
1. 日程第6 承認第3号 専決処分した事件の承認について [平成28年度南種子町国民健康保険事業 勘定特別会計補正予算(第6号)]	13
保健福祉課長説明	13
質疑	14
討論	14
採決	15
1. 日程第7 承認第4号 専決処分した事件の承認について [平成28年度南種子町簡易水道事業特別 会計補正予算(第6号)]	15

建設課長説明	15
質疑	16
討論	16
採決	16
1. 日程第8 承認第5号 専決処分した事件の承認について [平成28年度南種子町介護保険特別会計 補正予算(第6号)]	16
保健福祉課長説明	16
質疑	17
討論	17
採決	17
1. 日程第9 承認第6号 専決処分した事件の承認について [平成28年度南種子町後期高齢者医療保 険特別会計補正予算(第6号)]	18
保健福祉課長説明	18
質疑	18
討論	19
採決	19
1. 日程第10 発議第1号 「『テロ等準備罪』を新設する組織犯罪処罰法改 正」に関する意見書の提出について	19
日高澄夫君説明	19
質疑	20
討論	20
採決	20
1. 日程第11 選任第1号 常任委員の選任	21
1. 日程第12 選任第2号 議会運営委員の選任	22
1. 日程第13 選挙第1号 中南衛生管理組合議会議員の選挙	22
1. 日程第14 選挙第2号 公立種子島病院組合議会議員の選挙	23
1. 日程第15 選挙第3号 熊毛地区消防組合議会議員の選挙	24
1. 日程第16 選挙第4号 種子島産婦人科医院組合議会議員の選挙	24
1. 閉 会	25

平成 29 年 第 1 回 南種子町議会臨時会

第 1 日

平成 29 年 5 月 1 日

平成 29 年第 1 回南種子町議会臨時会会議録

平成 29 年 5 月 1 日（月曜日） 午前 10 時開議

1. 議事日程（第 1 号）

- 開会の宣告
- 日程第 1 号 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 号 会期の決定
- 日程第 3 号 提案理由の説明
- 日程第 4 号 承認第 1 号 専決処分した事件の承認について
[南種子町税条例の一部を改正する条例制定について]
- 日程第 5 号 承認第 2 号 専決処分した事件の承認について
[平成28年度 南種子町一般会計補正予算（第 7 号）]
- 日程第 6 号 承認第 3 号 専決処分した事件の承認について
[平成28年度 南種子町国民健康保険事業勘定特別
会計補正予算（第 6 号）]
- 日程第 7 号 承認第 4 号 専決処分した事件の承認について
[平成28年度 南種子町簡易水道事業特別会計補正
予算（第 6 号）]
- 日程第 8 号 承認第 5 号 専決処分した事件の承認について
[平成28年度 南種子町介護保険特別会計補正予算
（第 6 号）]
- 日程第 9 号 承認第 6 号 専決処分した事件の承認について
[平成28年度 南種子町後期高齢者医療保険特別会
計補正予算（第 6 号）]
- 日程第 10 号 発議第 1 号 「『テロ等準備罪』を新設する組織犯罪処罰法改正」
に関する意見書の提出について
- 日程第 11 号 選任第 1 号 常任委員の選任
- 日程第 12 号 選任第 2 号 議会運営委員の選任
- 日程第 13 号 選挙第 1 号 中南衛生管理組合議会議員の選挙
- 日程第 14 号 選挙第 2 号 公立種子島病院組合議会議員の選挙
- 日程第 15 号 選挙第 3 号 熊毛地区消防組合議会議員の選挙
- 日程第 16 号 選挙第 4 号 種子島産婦人科医院組合議会議員の選挙
- 閉会の宣告

2. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

3. 出席議員 (10名)

1番	河野浩二君	2番	柳田博君
3番	大崎照男君	4番	塩釜俊朗君
5番	広浜喜一郎君	6番	上園和信君
7番	立石靖夫君	8番	日高澄夫君
9番	西園茂君	10番	小園實重君

4. 欠席議員 (0名)

5. 出席事務局職員

局長 濱田広文君 書記 長田智寛君

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	名越修君	副町長	長田繁君
教育長	遠藤修君	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局長	高田真盛君
会計管理者 兼会計課長	小川ひとみさん	企画課長	河口恵一朗君
保健福祉課長	小西嘉秋君	税務課長	小脇秀則君
総合農政課長	羽生幸一君	建設課長	島崎憲一郎君
教育委員会管理課長兼 給食センター所長	小脇隆則君	農業委員会 事務局長	古市義朗君
保育園長	園田一浩君		

△ 開 会 午前 10時00分

開 議

○議長（小園實重君） ただいまから、平成29年第1回南種子町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小園實重君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、8番、日高澄夫君、9番、西園 茂君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（小園實重君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定しました。

日程第3 提案理由の説明

○議長（小園實重君） 日程第3、町長提出の承認第1号から承認第6号までの6件について、提案理由の説明を求めます。町長、名越 修君。

[名越 修町長登壇]

○町長（名越 修君） 提案理由について御説明を申し上げます。

今回の臨時会に提案いたしました案件は、専決処分した条例案件1件、同じく専決処分した予算案件5件の計6件でございます。

それでは、承認案件について順次、要約して御説明を申し上げます。

承認第1号は、地方税法等の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴い、南種子町税条例の一部改正を行ったものについて、承認を求めるものでございます。

承認第2号から承認第6号の5件は、平成28年度一般会計及び4つの特別会計について、国・県支出金や地方譲与税・特別交付税等の歳入確定、並びに事業

完了による歳出確定等に伴い、最終補正を行ったものについて、承認を求めるものでございます。

各議案、詳細につきましては、議案審議の折に、担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議方お願いを申し上げます。

○議長（小園實重君） これで提案理由の説明を終わります。

日程第4 承認第1号 専決処分した事件の承認について

[南種子町税条例の一部を改正する条例制定について]

○議長（小園實重君） 日程第4、承認第1号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

当局の説明を求めます。税務課長、小脇秀則君。

○税務課長（小脇秀則君） 承認第1号について御説明を申し上げます。

承認第1号は、専決第1号でありまして、南種子町税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

今回の改正は、平成29年度税制改正において、肉用牛の課税の特例の延長や、軽自動車の車体課税の見直し、固定資産税等の特例措置、災害に関する税制上の措置の常設化、延滞金の計算期間の規定の整備など、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が、平成29年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴い、所要の改正を行ったものです。

それでは、新旧対照表でご説明いたしますので、新旧対象表をお開きください。

まず、1ページは、南種子町税条例の一部を改正するものであります。第33条は、第4項において特定配当等に係る所得について、第6項において特定株式等譲渡所得金額に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して町長が課税方式を決定できることを明確化されたことにより改正するものでございます。

2ページをお開きください。

第34条の9は、第33条の改正に伴い規定の整備を行うものでございます。

第48条及び第50条は、地方税法の改正に伴い法人町民税の延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定の整備を行うものでございます。

6ページをお開きください。

第61条は、震災等により滅失等した償却資産に代わる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例として、被災年の翌年3月末から4年間中に再取得若しくは改良した償却資産について、その取得後4年度分の固定資産の課税標準額

を2分の1とする規定の整備を行うものです。

7ページをお開きください。

第61条の2は、固定資産税のわが町特例の割合を定める規定で、第1項については、児童福祉法第6条の3第9項に規定される「家庭的保育事業」の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産に対する課税標準となるべき価格の2分の1と定めるものです。

第2項については、児童福祉法第6条の3第11項に規定される「居宅訪問型保育事業」の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産に対する課税標準となるべき価格の2分の1と定めるものでございます。

第3項については、児童福祉法第6条の3第12項に規定される「事業所内保育事業」の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産に対する課税標準となるべき価格の2分の1と定めるものでございます。

第63条の2は、居住用高層建築物に係る税額の按分方法について、区分所有者ごとの税額を算出する際に用いる按分割合を実際の取引価格の傾向を踏まえて補正する規定の整備により改正するものでございます。

第63条の3は、被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分に限り、所有者の申し出により従前の共用土地に係る税額の按分方法と同様の扱いを受けるようにするための規定の整備により改正するものでございます。

9ページをお開きください。

第74条の2は、被災住宅用地に係る特例措置について、被災市街地復興推進地域に定められた場合には、被災住宅用地を住宅用地とみなす期間を2年度分から4年度分に拡充し、課税標準の特例を適用する規定の整備により改正するものでございます。

10ページをお開きください。

附則第8条は、肉用牛売却による事業所得に係る町民税の課税の特例に係る期間を3年延長し、平成33年度までに改正するものであります。

11ページをお願いします。

附則第10条は、地方税法改正に伴う固定資産税のわが町特例に関する読替規定の整備により改正するものでございます。

附則第10条の2は、固定資産のわが町特例に関して、町税条例で定める割合を規定するもので、第4項は、太陽光による再生可能エネルギー発電設備に係る割合を3分の2と定め、第5項で、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設（認可外の保育施設）

のうち届出がなされているもので、政府の補助を受けている施設（特定事業所内保育施設）に係る割合を2分の1と定めるものです。

附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者の申告について規定しておりまして、11ページから13ページ第8項までは、地方税法の改正に伴う適用条文等の整備を行うものです。第9項は、特定耐震基準適合住宅についての申告する内容、第10項は、特定熱損失防止改修住宅等について申告する内容を定めるものです。第11項は、地方税法の改正に伴う適用条文等の整備を行うものです。

15ページをお開きください。

附則第16条は、軽自動車税のグリーン化特例について、適用期限を2年延長し、平成31年度課税分までとすることを規定するものです。

16ページをお開きください。

附則第16条の2は、軽自動車税の賦課徴収の特例を定めるもので、昨年度発生した燃費不正問題を受け、軽自動車の型式認定を申請した者の偽りや不正な手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として認定取消しされた車両に関し、軽減課税の適用を受けていた場合、本来の税額との不足額に100分の10の割合を乗じた金額を加算し、型式認定申請者又はその一般承継人に対して課税することを定めるものです。

17ページをお開きください。

附則第16条の3は、上場株式に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例を定めるもので、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、町長が課税方式を決定できることを明確化されたことにより改正するものです。

18ページをお願いします。

附則第17条の2は、優良住宅の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例について、適用期限を3年間延長し、平成32年度までに改めるものです。

19ページをお開きください。

附則第20条の2は、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条に基づく特例適用利子及び特例適用配当等に係る個人の町民税の特例を定めるもので、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、町長が課税方式を決定できることを明確化されたことにより改正するものです。

附則第20条の3は、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第3条の2の2に基づく条約適用利子等及び条約適用配

当等に係る個人の町民税の特例を定めるもので、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、町長が課税方式を決定できることを明確化されたことにより改正するものです。

22 ページをお開きください。

新改正条例附則第 5 条による改正については、平成 26 年税条例等の一部を改正する条例附則第 6 条の規定について、地方税法附則第 16 条の改正に伴い所要の改正を行うものです。

24 ページをお開きください。

新改正条例附則第 6 条による改正については、平成 28 年税条例等の一部を改正する条例第 2 条の規定について、地方税法附則第 16 条の改正に伴い所要の改正を行うものです。

今回の改正条例であります、附則第 1 条は、この条例は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 5 条の規定は平成 31 年 10 月 1 日から施行するものです。

附則第 2 条は町民税に関する経過措置で、第 1 項は改正後の税条例の規定中、個人の町民税に関する部分は平成 29 年度以降について適用し、平成 28 年度分までについては従前の例によるものです。

第 2 項は、法人町民税の延滞金の計算となる期間に係る規定は、平成 29 年 1 月 1 日以降に納期限が到来する延滞金について適用するものです。

附則第 3 条は固定資産税に関する経過措置でありまして、第 1 項は改正後の税条例の規定中、固定資産税に関する部分は平成 29 年度以降について適用し、平成 28 年度分までについては従前の例によるものです。

第 2 項は、震災等により滅失した償却資産に代わる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特定に対する規定は、平成 28 年 4 月 1 日以降に発生した震災等に係る償却資産に対して課する平成 29 年度以降の固定資産税について適用するものです。

第 3 項は、第 61 条の 2 に規定する「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」についてのわが町特例については、平成 30 年度以降の年度分の固定資産税について適用し、平成 29 年度分までは、従前の例によるものです。

第 4 項は、マンション等の共用土地及び住宅用地が震災等により滅失し又は破壊し、被災市街地復興推進地域に定められた場合における固定資産税の課税標準の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以降に発生した震災等により被災した土地に係る平成 29 年度以降の固定資産税に適用し、同日前の震災の場合は、従前の例によ

るものです。

第5項は、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に取得した、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第2条に基づく機器に関する固定資産税については従前の例によるものです。

附則第4条は軽自動車税に関する経過措置について定めるもので、第1項は、改正後の税条例の規定中、軽自動車税に関する部分は平成29年度以降について適用し、平成28年度分までについては従前の例によるものです。

第2項は、平成28年度以前の三輪以上の軽自動車に係る軽自動車税について不足額があることが判明し、その原因が三輪以上の軽自動車の所有者以外の第三者にあるときは、当該第三者に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与え、当該第三者が申し出た場合は、当該第三者を所有者とみなして納税させることを規定するものであります。

第3項は、第2項の申出をした第三者は、当該申出を撤回できないことを定めるものであります。

附則第5条の平成26年町税条例等の一部を改正する条例の一部正及び附則第6条の平成28年町税条例等の一部を改正する条例の一部改正については、先ほどの新旧対照表でご説明したとおりでございます。

以上で説明を終わります。御審議のうへ御承認いただきますよう、よろしくお願いたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号は、承認することに決定しました。

日程第5 承認第2号 専決処分した事件の承認について

[平成28年度南種子町一般会計補正予算（第7号）]

○議長（小園實重君） 日程第5、承認第2号専決処分した事件の承認についてを議

題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 御説明申し上げます。

承認第2号は、専決第2号で処理した、平成28年度南種子町一般会計補正予算（第7号）についてであります。

町長が提案理由でも述べましたように、歳入予算については各収入の確定等に伴う予算の調整であります。

歳出予算については、各事業の確定・執行残及び不用額の減額など予算の最終調整を行い、専決処分をしたものであります。

それでは、予算書に基づいて御説明をいたします。表紙をお開きください。

今回の補正は、予算の総額から歳入歳出それぞれ1,391万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ52億9,659万8,000円とするものであります。

第1表の歳入歳出予算補正については、省略をさせていただきます。

次に、5枚目をお開きください。

第2表の繰越明許費補正については、変更1件であります。変更の堂中野線道路改良事業については、補助対象経費である用地買収費において端数が生じたため1,000円を減額し、2,616万6,000円に変更するものであります。

同ページ、第3表の債務負担行為補正については、変更1件であります。変更の南種子町が借り受けるネットワークセキュリティ関連機器のリース料については、限度額を7,799万3,000円減額し、4,323万6,000円に変更するものであります。

次のページ、第4表の地方債補正については、変更2件であります。過疎対策事業については、健康公園野球場改修事業債他3件を変更し、限度額を1億4,830万円に変更するものであります。辺地対策事業については、自然の家交流・防災避難所機能整備事業債80万円を減額し、2億7,190万円に変更するものであります。起債の方法、利率、償還の方法については、補正前に同じでありますので、お目通しをお願いいたします。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をいたします。

まず、歳出予算から説明いたします。10ページをお開きください。

10ページ、一般管理費については、町政連絡員報酬の実績に伴う減額が主なもので、183万6,000円を減額するものであります。

次に、11ページ、職員厚生費については、定期健康診断、ストレスチェック実施委託の実績に伴う減額が主なもので、153万4,000円を減額するものであります。

次に、11 ページから 12 ページ、企画費については、町企業連携活力創造事業補助金の減額が主なもので、164 万 6,000 円を減額するものであります。

次に、13 ページから 14 ページ、社会福祉総務費については、町シルバー人材センター設立準備補助の実績に伴う減額が主なもので、453 万 7,000 円を減額するものであります。

次に、14 ページ、身体障害者福祉費については、障害者自立支援給付費等の扶助費の減額が主なもので、563 万 9,000 円を減額するものであります。

次に、14 ページから 15 ページ、温泉センター管理費については、温泉センター管理人賃金、温泉センター燃料費の減額が主なもので、292 万 7,000 円を減額するものであります。

次に、15 ページ、後期高齢者医療費については、療養給付費負担金の決定による減額が主なもので、394 万 1,000 円を減額するものであります。

次に、同ページ、臨時福祉給付金事業費（経済対策分）については、臨時福祉給付金の実績に伴う減額が主なもので、532 万円を減額するものであります。

次に、16 ページ、児童福祉総務費については、児童手当の実績に伴う減額が主なもので、577 万 4,000 円を減額するものであります。

次に、17 ページ、保健衛生総務費については、子ども医療費助成金の実績に伴う減額が主なもので、149 万円を減額するものであります。

次に、同ページ、予防費については、予防接種委託の実績に伴う減額が主なもので、599 万 3,000 円を減額するものであります。

次に、18 ページ、清掃総務費については、離島対策支援事業協力資金出せん補助の減額が主なもので、488 万円を減額するものであります。

次に、同ページ、塵芥処理費については、消耗品等物件費の執行残に伴う減額が主なもので、457 万円を減額するものであります。

次に、19 ページから 20 ページ、農業振興費については、戦略産品輸送支援事業等の実績に伴う補助金の減額が主なもので、1,309 万 7,000 円を減額するものであります。

次に、21 ページから 22 ページ、キャトルセンター運営費については、飼料費の執行残に伴う減額が主なもので、417 万 6,000 円を減額するものであります。

次に、同ページ、堆肥センター運営費については、原材料費の執行残に伴う減額が主なもので、158 万 4,000 円を減額するものであります。

次に、26 ページから 27 ページ、非常備消防費については、消防団員の費用弁償の減額が主なもので、233 万 2,000 円を減額するものであります。

次に、同ページ、事務局費については、備品購入費の執行残に伴う減額が主な

もので、150万1,000円を減額するものであります。

次に、33ページ、繰出金については、各特別会計の実績等に伴い繰り戻すもので、国民健康保険特別会計で2,732万円、簡易水道特別会計で285万円、介護保険特別会計で505万1,000円、後期高齢者医療保険特別会計が11万円の繰り出しとなり、合計で3,511万1,000円の減額であります。

次に、同ページから34ページ、財政調整基金積立金については、ふるさと応援寄附金の大幅な伸びに加えて、各特別会計からの繰り戻し等があり、財政調整基金に8,870万円を積み立てるものであります。以上が歳出であります。

次に、歳入の説明をいたします。1ページをお開きください。

まず、町税については、町たばこ税の実績によるものであります。

次に、同ページの地方譲与税から2ページの交通安全対策特別交付金までについては、交付決定に基づくものであります。

次に、2ページの分担金及び負担金から4ページの使用料及び手数料については、実績見込み等によるものであります。

次に、4ページから5ページの国庫支出金については、事業の確定等に伴うもので、児童手当国庫負担金185万7,000円、臨時福祉給付金補助金536万3,000円の減額が主なものであります。

次に、5ページから6ページの県支出金については、事業の確定等に伴うもので、施設型給付費補助金121万2,000円の増額、さとうきび増産強化対策事業補助金180万4,000円など農業費補助金の減額が主なものであります。

次に、6ページから7ページ、財産収入については、町有財売払収入59万1,000円の増額が主なものであります。

次に、7ページ、寄付金については、ふるさと応援寄附金8,164万4,000円を増額するものであります。

次に、同ページ、繰入金については、歳入の決定や歳出の減額等に伴うもので、財政調整基金繰入金9,049万9,000円の繰り戻しが主なものであります。

次に、同ページから9ページ、諸収入については、事業の確定等に伴うもので、離島対策支援事業協力資金出えん272万円、介護予防サービス計画介護報酬100万円、派遣職員負担金142万2,000円の減額が主なものであります。

最後に9ページ、町債については、農山漁村活性化支援交付金事業債（高田浦地区及び長谷地区）80万円、自然の家交流・防災避難所機能整備事業債80万円の減額、健康公園野球場改修事業債60万円の増額が主なものであります。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。御承認方、よろしく願いいたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑は歳出、歳入、繰越明許費補正、債務負担行為補正、地方債補正の順に区分して行います。

まず、歳出10ページから34ページまで質疑はありませんか。5番、広浜喜一郎君。

○5番（広浜喜一郎君） 12ページ、ふるさと納税推進事業費で歳入のほうも寄付金がふえてますが、ふるさと納税受注管理等業務委託3,827万3,000円の内訳を教えてください。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 管理業務委託については総計でお話したいと思います。今回の補正、歳入にもあるんですが、ふるさと納税寄附金の総額が約2億100万円です。それに伴う業務委託料が、返品品の金額も合わせまして1億2,100万円です。それに伴う今回、3月補正（追加補正）まで含めてしておりましたので、それに不足する分を今回補正したところです。

○議長（小園實重君） 5番、広浜喜一郎君。

○5番（広浜喜一郎君） この管理業務委託とはどこに管理業務を委託する分ですか。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 管理業務委託につきましては、JTBさんの方が管理をしておりますので、そちらの方に支払う分です。

○議長（小園實重君） 5番、広浜喜一郎君。

○5番（広浜喜一郎君） JTBさんは旅行会社だと思いますけども、旅行券とかそういうものもあるというふうに聞いていますが、現在、テレビ等の報道によりますと、返品品については30%以内にするようにとか、物品とか金券に該当するものは遠慮するよといった指導があるとテレビで報道がありましたけれども、そこらへんについてはがどのように検討しているのか伺います。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 当然、国のほうからそういう通達とかも来ておりますので、国の方は、まず返品品の割合をおおむね30%に抑えなさいというふうに来ております。本町の場合につきましては、郵送料込みで50%を返品という形にしております。実際の返品品の品物については30数%ですので、そこらへんも今後検討はしていかなければと考えているところですが、今のところそのまま従来どおりで行きたいと考えております。それから、旅行クーポン券とかの換金される恐れがある分につきましては、当然見直しが必要ですので、今後JTBとも協議しながら見直しの方向になるのではないかと考えております。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 次に、歳入1ページから9ページまで質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 次に、第2表繰越明許費補正、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 次に、第3表債務負担行為補正、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 次に、第4表地方債補正、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 次に、全般にわたって質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから承認第2号を採決します。

お諮りします。本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号は、承認することに決定しました。

日程第6 承認第3号 専決処分した事件の承認について

[平成28年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計
補正予算（第6号）]

○議長（小園實重君） 日程第6、承認第3号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 承認第3号について御説明を申し上げます。

承認第3号は、専決第3号で処理した、平成28年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第6号）でございます。

予算書の1枚目をお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,733万9,000円を減額いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,588万1,000円とするものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては省略させていただきます。

事項別明細書の主なものを御説明申し上げます。

歳入の1ページをお願いいたします。

款の1、国民健康保険税につきましては、実績見込みによる補正でございます。

2ページ、款の5、国庫支出金の国庫負担金につきましては、それぞれ交付決定等によります補正でございます。

項の2の国庫補助金の財政調整交付金につきましては、普通調整交付金及び特別調整交付金の確定により、306万3,000円を追加し、7,004万8,000円とするものでございます。

款の6、県支出金でございますが、普通県調整交付金及び特別県調整交付金の確定により、144万1,000円を増額し、5,478万4,000円とするものでございます。

款の7、療養給付費交付金につきましては、変更決定通知により283万1,000円を減額し、3,103万3,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

款の13、繰入金につきましては、それぞれ実績による補正でございます、2,732万1,000円を減額するものでございます。

次に歳出の4ページをお願いいたします。

款の1、総務費につきましては、執行残によるもので、総務費合計で、103万7,000円をそれぞれ減額するものでございます。

款の2、保険給付費の療養諸費につきましては、給付実績によるもので、保険給付費合計で1,283万5,000円を減額するものでございます。

6ページをお願いいたします。款の8、保健施設費につきましては、特定健康診査委託や人間ドック等各種補助の実施確定に伴い、323万9,000円を減額するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。御承認方よろしくお願いいたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから承認第3号を採決します。

お諮りします。本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号は、承認することに決定しました。

日程第7 承認第4号 専決処分した事件の承認について

[平成28年度南種子町簡易水道事業特別会計補正予算 (第6号)]

○議長（小園實重君） 日程第7、承認第4号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

当局の説明を求めます。建設課長、島崎憲一郎君。

○建設課長（島崎憲一郎君） それでは、承認第4号専決処分した事件の承認について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

それでは、専決第4号平成28年度南種子町簡易水道事業特別会計補正予算(第6号)についてご説明いたします。

専決処分の主な事項といたしましては、歳入の確定見込みによる補正と、歳出では、執行残による減額補正でございます。

それでは、予算書に基づいて説明をいたします。

第1条でございますが、今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ417万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,103万5,000円とするものでございます。

第1表歳入歳出予算補正については省略させていただきます。

次に、歳入歳出予算事項別明細書より説明をさせていただきます。

まず、歳入の1ページ水道使用料ですが、現年度水道使用料270万円減額するものでございます。現年度分は、前年度と比べ調定額総額で18万6,000円程度増加しておりますが、予算額については、調定額と収入見込み額に合わせて減額調整するものでございます。滞納繰越分については、収納実績に合わせて67万3,000円増額補正するものです。

次に、繰入金については、一般会計繰入金を285万円減額補正するものであります。

次に、諸収入、雑入については、中央浄水場配電装置の落雷被災に伴う町村有建物災害共済金の給付に伴う共済金54万3,000円の受け入れであります。

次に、2 ページ歳出でございます。歳出の総務費、一般管理費については、予算の執行残に伴い 55 万 8,000 円を減額するものでございます。

次に、事業費、簡易水道施設費であります。需用費については、各施設の維持管理費、消耗品費他の執行残による需用費総額 255 万円の減額であります。その他の予算についても、歳出額の確定に伴う減額であり、簡易水道施設費で 301 万 8,000 円の減額をするものであります。

次に、公債費、利子についても、支出額の確定に伴う 59 万 8,000 円の減額であります。

以上で説明を終わります。御承認方よろしくお願いいたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから承認第 4 号を採決します。

お諮りします。本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、承認第 4 号は、承認することに決定しました。

日程第 8 承認第 5 号 専決処分した事件の承認について

[平成28年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第 6 号）]

○議長（小園實重君） 日程第 8、承認第 5 号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 承認第 5 号について御説明申し上げます。

承認第 5 号は、専決第 5 号で処理した、平成 28 年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第 6 号）でございます。

予算書の 1 枚目をお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,713 万 3,000 円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 5,035 万円とするものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正については省略させていただきます。

事項別明細書で主なものについてご説明申し上げます。

まず、歳入の1ページをお願いいたします。

款の1、介護保険料は、当該者の死亡・転出・転入・資格取得等による、特別徴収保険料の減額と普通徴収保険料の増額でございます。

次に、款の4から款の6、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金につきましては、介護給付実績及び地域支援事業実績等のそれぞれの交付額の確定見込による補正でございます。

款の10、項の1、一般会計繰入金につきましては、介護給付費、地域支援事業の実績に伴う減額と、総務費等の不用額に伴う減額補正でございます。

項の2の基金繰入金につきましては、歳出予算の減額に伴い、基金からの繰り入れ分を積み戻すものでございます。

次に歳出の4ページをお願いします。

総務費につきましては、不用額による減額でございます。

次に5ページから8ページの款の2、保険給付費につきましては、各事業の給付実績によります減額でございます。

次に8ページから11ページ、款の5、地域支援事業につきましても、各事業の実績見込みによる減額でございます。

11ページ、款の6、基金積立金につきましては、余剰金が見込まれることから、介護保険基金に積み立てるものであります。

以上、簡単でございますが説明を終わります。御承認方よろしくお願いいたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから承認第5号を採決します。

お諮りします。本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、承認第5号は、承認することに決定しました。

日程第9 承認第6号 専決処分した事件の承認について

[平成28年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補
正予算(第6号)]

○議長(小園實重君) 日程第9、承認第6号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長(小西嘉秋君) 承認第6号について御説明を申し上げます。

承認第6号は、専決第6号処理した、平成28年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第6号)でございます。

予算書1枚目をお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ69万7,000円を減額いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ8,059万3,000円とするものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正については省略させていただきます。

事項別明細書の主なものをご説明申し上げます。

歳入の1ページをお願いいたします。

後期高齢者医療保険料でございますが、普通徴収保険料収納見込みによります減額でございます。

款の4、繰入金につきましては、それぞれ実績等による補正でございますして11万円を増額するものでございます。

款の6、諸収入でございますが、健診委託料補助金及び人間ドック補助金の確定による減額でございます。

次に歳出の2ページをお願いいたします。

款の1、総務費につきましては、人間ドック補助の確定などにより減額するものでございます。

款の3、保健事業費でございますが、長寿健診委託の実績により減額するものでございます。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。御承認方よろしくお願いいたします。

○議長(小園實重君) これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小園實重君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから承認第6号を採決します。

お諮りします。本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、承認第6号は、承認することに決定しました。

日程第10 発議第1号 「『テロ等準備罪』を新設する組織犯罪処罰法改正」に関する意見書の提出について

○議長（小園實重君） 日程第10、発議第1号「『テロ等準備罪』を新設する組織犯罪処罰法改正」に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。日高澄夫君。

○8番（日高澄夫君） 発議の前に、今臨時議会に緊急動議として提案をしておりました「『テロ等準備罪』を新設する組織犯罪処罰法改正」に関する意見書の提出についてを開会前、議会運営委員会で審議していただき、議事として取り上げていただきました。ありがとうございました。

それでは、発議第1号を提案します。

発議第1号は、「『テロ等準備罪』を新設する組織犯罪処罰法改正」に関する意見書の提出であります。

発議者、南種子町議会議員 日高澄夫。提出先は内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長であります。非常に、大変重要な件でありますので、意見書（案）について読み上げて提案にかえさせていただきます。よろしくお願いします。

「『テロ等準備罪』を新設する組織犯罪処罰法改正」に関する意見書。

安倍政権は組織犯罪を計画段階で処罰できる「テロ等準備罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案を今国会で成立させるとしています。

この法案は過去3回にわたり廃案となった「共謀罪」と同様のものといわれています。安倍首相は「東京オリンピックにおいてテロ対策として何としても必要な法案」とし、その成立を目指しております。しかし、「共謀罪」がこの間、成立しなかったのは「国民の思想、表現の自由を広く制限をするもの」ではないかという危惧があったからともいわれています。

また、安部首相は、この度の法案は「一般の市民は対象にならない」と主張する一方、「一般団体でも犯罪を実行する団体に一変したと認められる場合は対象

に及ぶこともある」という趣旨の見解を出しています。この見解にはマスコミをして「矛盾」していると取り上げられています。加えて、法務大臣の対応にも国民は大きな不信感を募らせています。閣僚はこの法案に対して真摯な姿勢で臨んでいただきたいと願っています。

さらに、この度の「共謀罪」ともいわれる「テロ等準備罪」新設の法案は「冤罪を生み出す元凶」になりうることも心配されます。そればかりでなく、「共謀罪」は現刑法の「処罰の対象」は外部から客観的に認識できる「行為」のみに限定するという原則を根本的に覆すものであり、「内心」そのものを処罰することを可能とする法案は明らかに憲法第19条の定める「思想及び良心の自由はこれを侵してはならない」とする大原則に反するという危惧があります。さらにテロ対策は「現行法で足りうるものであり新設は不要である」という専門家の意見も出されています。また、この度のテロ対策法案の根拠となっている国際組織犯罪防止条約はテロ対策を目的としたものではないことから、オリンピック・パラリンピックの対策としてこの条約を引き合いに出すことは、あまりにもご都合主義的な解釈ともいわれています。安倍政権が強硬に「テロ等準備罪」新設の法案を押し切ろうとすればするほど、戦前の治安維持法と同様、日本が再び「暗黒が支配する社会」へと変質させられるのではないかという心配も出てきています。

このようなことから、南種子町議会として下記事項について要請します。

記、1、「『テロ等準備罪』を新設する組織犯罪処罰法改正案」については国会で慎重かつ十分な審議をおこなうように要請します。

2、同時に、国民が抱く上記趣旨の危惧を払拭するよう努力をすることを要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

平成29年5月1日、鹿児島県南種子町議会。

御賛同方よろしく申し上げます。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから発議第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号「『テロ等準備罪』を新設する組織犯罪処罰法改正」に関する意見書の提出については原案のとおり可決されました。

○議長（小園實重君） 日程第11以降の議事については、議会の委員会等構成の変更に伴う議事となることから、執行部の皆さんについては、退席されて結構でございます。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時01分

○議長（小園實重君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11 選任第1号 常任委員の選任

○議長（小園實重君） 日程第11、選任第1号常任委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配布の名簿のとおり、総務文教委員会、河野浩二君、大崎照男君、立石靖夫君、日高澄夫君、小園實重君。産業厚生委員会、柳田 博君、塩釜俊朗君、広浜喜一郎君、上園和信君、西園 茂君を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員は、お手元に配布の名簿のとおり選任することに決定しました。

これより、各常任委員会の正副委員長を互選していただきます。

委員会の会場を次のとおり定めます。総務文教委員会、第1委員会室。産業厚生委員会、第2委員会室と定めます。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時32分

○議長（小園實重君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の委員長及び副委員長が、次のとおり決定した旨、通知を受けましたのでお知らせします。

総務文教委員長、河野浩二君。副委員長、大崎照男君。

産業厚生委員長、上園和信君。副委員長、塩釜俊朗君。

日程第 12 選任第 2 号 議会委運営委員の選任

○議長（小園實重君） 日程第 12、選任第 2 号議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定によって、お手元に配布の名簿のとおり西園 茂君、河野浩二君、立石靖夫君、上園和信君、塩釜俊朗君を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員は、お手元に配布の名簿のとおり選任することに決定しました。

これより、議会運営委員会の正副委員長を互選していただきます。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 34 分

再開 午前 11 時 40 分

○議長（小園實重君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長及び副委員長が互選されたのでお知らせします。

委員長、立石靖夫君。副委員長、塩釜俊朗君が決定されました。

日程第 13 選挙第 1 号 中南衛生管理組合議会議員の選挙

○議長（小園實重君） 日程第 13、選挙第 1 号中南衛生管理組合議会議員の選挙を行います。

本件は、立石靖夫君、広浜喜一郎君の中南衛生管理組合議会議員の辞職に伴い、後任の選挙を行うものです。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います

す。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

中南衛生管理組合議会議員に塩釜俊朗君、柳田 博君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました塩釜俊朗君、柳田 博君を中南衛生管理組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、塩釜俊朗君、柳田 博君が中南衛生管理組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました塩釜俊朗君、柳田 博君が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。

日程第 14 選挙第 2 号 公立種子島病院組合議会議員の選挙

○議長（小園實重君） 日程第 14、選挙第 2 号公立種子島病院組合議会議員の選挙を行います。

本件は、西園 茂君、河野浩二君の公立種子島病院組合議会議員の辞職に伴い、後任の選挙を行うものです。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

公立種子島病院組合議会議員に上園和信君、柳田 博君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました上園和信君、柳田 博君を公立種子島病院組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました上園和信君、柳田 博君が公立種子島病院組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました上園和信君、柳田 博君が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。

日程第 15 選挙第 3 号 熊毛地区消防組合議会議員の選挙

○議長（小園實重君） 日程第 15、選挙第 3 号熊毛地区消防組合議会議員の選挙を行います。

本件は、塩釜俊朗君の熊毛地区消防組合議会議員の辞職に伴い、後任の選挙を行うものです。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって指名推選にしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

熊毛地区消防組合議会議員に河野浩二君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました河野浩二君を熊毛地区消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました河野浩二君が熊毛地区消防組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました河野浩二君が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。

日程第 16 選挙第 4 号 種子島産婦人科医院組合議会議員の選挙

○議長（小園實重君） 日程第 16、選挙第 4 号種子島産婦人科医院組合議会議員の選挙を行います。

本件は、立石靖夫君の種子島産婦人科医院組合議会議員の辞職に伴い、後任の選挙を行うものです。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって指名推選にしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

種子島産婦人科医院組合議会議員に広浜喜一郎君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました広浜喜一郎君を種子島産婦人科医院組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました広浜喜一郎君が種子島産婦人科医院組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました広浜喜一郎君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

—————・—————

閉 会

○議長（小園實重君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。平成29年第1回南種子町議会臨時会を閉会します。御苦労さまでした。

—————・—————

閉 会 午前11時50分

地方自治法第123条第2項によりここに署名する。

南種子町議会議長 小 園 實 重

南種子町議会議員 日 高 澄 夫

南種子町議会議員 西 園 茂